

生活保全確認通知書

管理番号 平成20年 (●) 第 [] 号

この度、貴方が契約会社に対して行っている料金の未払いもしくは契約不履行に、当該会社が貴方に対して提出した訴状を、管轄裁判所が受理した事を通知致します。

訴訟内容、取り下げ最終期日につきましては担当職員にて受け賜りますが、当協会は原告側からの最終通告、また御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関であり、当協会が貴方に対して訴訟を起こしているのではありません。

このまま連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。尚も放置しておくと、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、ご注意ください。

※ 最近、個人情報を利用し民事裁判制度を利用する業者の手口もみられます。

万が一、身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

電話が混み合いかかりにくい場合がありますので、予めご了承ください。

相談受付時間 9:00~17:30 (土・日・祭日を除く)

本件連絡先

(相談調査部)

直通:

03-3254-593

〒100-0004 東京都千代田大手町1-6大手町ビル3F

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費生活情報センター